

(修習生・ロースクール生・学生も参加歓迎)

※※※

## 青年法律家協会 東京支部セミナー

※※※

【日 時】 2019年(令和元年)7月5日(金曜日)

【場 所】 パートナーズ法律事務所(予定)

(東京都豊島区南大塚三丁目36番7号 T&Tビル4階)

JR大塚駅南口より徒歩3分 地下鉄丸の内線 新大塚駅より徒歩10分  
場所については下記 URL を参照ください。

<https://p-law.jp/manage/wp-content/uploads/2016/04/map.jpg>

【内 容】 19:00~

「結婚の自由をすべての人に」訴訟(同姓婚訴訟)。

講師 水谷 陽子 弁護士(同姓婚訴訟弁護団)

現在、日本では、同性カップル(法律上の性別が同じ人どうし)の結婚は認められていません。結婚は、愛するパートナーとの生活を安定させることに役立つ重要な制度です。にもかかわらず、ふたりの法律上の性別が同じという理由だけで、結婚することが叶わない人たちがいるのです。

2019年2月14日、日本で生活する同性カップル13組が、東京、大阪、札幌、名古屋で一斉に国を提訴しました。同性カップルが結婚(法律婚)できないのは憲法違反だと訴える訴訟です。

### その名も、「結婚の自由をすべての人に」訴訟。

同姓婚を認める必要性、訴訟の経緯、同姓婚についての世界的事情等について、同姓婚訴訟の弁護団員である水谷陽子先生に講演して頂きます。

2019年7月2期7月集会の全体会の企画も同姓婚問題であり、7月集会に参加予定の方は同姓婚問題についての事前学習の機会にもなるかと思えます。ぜひ積極的にご参加ください。

#### 【講師プロフィール】

水谷 陽子 (ミズタニ ヨウコ)

(経歴)

2015年12月 弁護士登録 代々木総合法律事務所に入所。

(所属団体・役職) 68期7月集会 実行委員長

青年法律家常任委員 自由法曹団女性部運営委員 LGBT法律支援ネットワーク

#### 【同姓婚とは】

世界では25ヶ国で同性婚が認められており、G7で同性間のパートナーシップを保障する法律がないのは日本だけです。アジアでも、台湾で「同性カップルの結婚を認めないことは憲法違反だ」との司法判断が下り、2019年5月までに同性カップルが結婚できるようになることが決まっています。さらに、タイでも同性パートナーシップ法が閣議決定され、法制化に向かっています。

LGBT問題や弁護団活動に関心をお持ちの方、いずれにも該当しない方も、奮ってご参加下さい。資料の準備等の都合がありますので、下記FAXまたはメールにて出欠をご回答いただければ大変助かります。よろしく願い致します。

#### ----- 回答書 -----

返信FAX: 03-3881-7471 北千住法律事務所 弁護士 石井 一禎 宛

または kazuyoshi-ishii@mbr.nifty.com まで。

※ 2019年7月 4日(木)までにご回答ください。

① 7月5日(金)19:00~ 東京支部セミナーに

参加する

/

参加しない

② 当日懇親会(20時ころ~)に 参加する

/

参加しない

ご芳名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

修習 \_\_\_\_\_ 期、 \_\_\_\_\_ LS \_\_\_\_\_ 回生、 \_\_\_\_\_ 大学 \_\_\_\_\_ 回生